

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 124 件

厚生年金関係 124 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

山口厚生年金 事案 616～732（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年3月29日

申立期間当時、A農業協同組合（現在は、B農業協同組合）に勤務していたが、当該組合により平成18年3月29日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないことから、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B農業協同組合から提出のあった賞与支給明細一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額<標準賞与額>（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 117 件（別添一覧表参照）

別添一覧表

項番	事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
1	616			昭和33年生		平成18年3月29日	3万円
2	617			昭和23年生		平成18年3月29日	3万円
3	618			昭和26年生		平成18年3月29日	3万円
4	619			昭和28年生		平成18年3月29日	3万円
5	620			昭和32年生		平成18年3月29日	3万円
6	621			昭和36年生		平成18年3月29日	3万円
7	622			昭和22年生		平成18年3月29日	3万円
8	623			昭和27年生		平成18年3月29日	3万円
9	624			昭和25年生		平成18年3月29日	3万円
10	625			昭和27年生		平成18年3月29日	3万円
11	626			昭和26年生		平成18年3月29日	3万円
12	627			昭和38年生		平成18年3月29日	3万円
13	628			昭和22年生		平成18年3月29日	3万円
14	629			昭和26年生		平成18年3月29日	3万円
15	630			昭和32年生		平成18年3月29日	3万円
16	631			昭和33年生		平成18年3月29日	3万円
17	632			昭和28年生		平成18年3月29日	3万円
18	633		死亡	昭和28年生		平成18年3月29日	3万円
19	634			昭和22年生		平成18年3月29日	3万円
20	635			昭和29年生		平成18年3月29日	3万円
21	636			昭和30年生		平成18年3月29日	1万円
22	637			昭和26年生		平成18年3月29日	3万円
23	638			昭和34年生		平成18年3月29日	3万円
24	639			昭和28年生		平成18年3月29日	3万円
25	640			昭和25年生		平成18年3月29日	3万円
26	641			昭和24年生		平成18年3月29日	3万円
27	642			昭和33年生		平成18年3月29日	3万円
28	643			昭和30年生		平成18年3月29日	3万円
29	644			昭和31年生		平成18年3月29日	3万円
30	645			昭和32年生		平成18年3月29日	1万円
31	646			昭和44年生		平成18年3月29日	3万円
32	647			昭和24年生		平成18年3月29日	1万円
33	648			昭和44年生		平成18年3月29日	3万円
34	649			昭和45年生		平成18年3月29日	3万円
35	650			昭和43年生		平成18年3月29日	3万円
36	651			昭和46年生		平成18年3月29日	1万円
37	652			昭和29年生		平成18年3月29日	1万円
38	653			昭和46年生		平成18年3月29日	3万円
39	654			昭和37年生		平成18年3月29日	3万円

項番	事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
40	655			昭和33年生		平成18年3月29日	3万円
41	656			昭和51年生		平成18年3月29日	3万円
42	657			昭和43年生		平成18年3月29日	3万円
43	658			昭和46年生		平成18年3月29日	3万円
44	659			昭和46年生		平成18年3月29日	3万円
45	660			昭和27年生		平成18年3月29日	1万円
46	661			昭和45年生		平成18年3月29日	3万円
47	662			昭和22年生		平成18年3月29日	1万円
48	663			昭和48年生		平成18年3月29日	3万円
49	664			昭和50年生		平成18年3月29日	3万円
50	665			昭和46年生		平成18年3月29日	3万円
51	666			昭和51年生		平成18年3月29日	3万円
52	667			昭和51年生		平成18年3月29日	3万円
53	668			昭和53年生		平成18年3月29日	3万円
54	669			昭和52年生		平成18年3月29日	3万円
55	670			昭和47年生		平成18年3月29日	3万円
56	671			昭和53年生		平成18年3月29日	3万円
57	672		死亡	昭和18年生		平成18年3月29日	1万円
58	673			昭和23年生		平成18年3月29日	3万円
59	674			昭和21年生		平成18年3月29日	1万円
60	675			昭和24年生		平成18年3月29日	3万円
61	676			昭和22年生		平成18年3月29日	3万円
62	677			昭和36年生		平成18年3月29日	3万円
63	678			昭和38年生		平成18年3月29日	3万円
64	679			昭和27年生		平成18年3月29日	3万円
65	680			昭和47年生		平成18年3月29日	3万円
66	681			昭和28年生		平成18年3月29日	3万円
67	682			昭和34年生		平成18年3月29日	3万円
68	683			昭和21年生		平成18年3月29日	3万円
69	684			昭和35年生		平成18年3月29日	3万円
70	685			昭和42年生		平成18年3月29日	3万円
71	686			昭和23年生		平成18年3月29日	3万円
72	687			昭和26年生		平成18年3月29日	3万円
73	688			昭和30年生		平成18年3月29日	3万円
74	689			昭和30年生		平成18年3月29日	3万円
75	690			昭和27年生		平成18年3月29日	1万円
76	691			昭和35年生		平成18年3月29日	1万円
77	692			昭和51年生		平成18年3月29日	3万円
78	693			昭和54年生		平成18年3月29日	3万円
79	694			昭和49年生		平成18年3月29日	1万円

項番	事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
80	695			昭和41年生		平成18年3月29日	1万円
81	696			昭和53年生		平成18年3月29日	3万円
82	697			昭和54年生		平成18年3月29日	3万円
83	698			昭和56年生		平成18年3月29日	3万円
84	699			昭和53年生		平成18年3月29日	3万円
85	700			昭和43年生		平成18年3月29日	1万円
86	701			昭和50年生		平成18年3月29日	3万円
87	702			昭和21年生		平成18年3月29日	1万円
88	703			昭和58年生		平成18年3月29日	3万円
89	704			昭和59年生		平成18年3月29日	3万円
90	705			昭和29年生		平成18年3月29日	1万円
91	706			昭和57年生		平成18年3月29日	1万円
92	707			昭和48年生		平成18年3月29日	1万円
93	708			昭和38年生		平成18年3月29日	1万円
94	709			昭和57年生		平成18年3月29日	1万円
95	710			昭和60年生		平成18年3月29日	3万円
96	711			昭和60年生		平成18年3月29日	3万円
97	712			昭和60年生		平成18年3月29日	3万円
98	713			昭和54年生		平成18年3月29日	3万円
99	714			昭和60年生		平成18年3月29日	3万円
100	715			昭和59年生		平成18年3月29日	3万円
101	716			昭和59年生		平成18年3月29日	3万円
102	717			昭和11年生		平成18年3月29日	1万円
103	718			昭和54年生		平成18年3月29日	3万円
104	719			昭和52年生		平成18年3月29日	3万円
105	720			昭和17年生		平成18年3月29日	1万円
106	721			昭和61年生		平成18年3月29日	3万円
107	722			昭和61年生		平成18年3月29日	3万円
108	723			昭和61年生		平成18年3月29日	3万円
109	724			昭和61年生		平成18年3月29日	3万円
110	725			昭和62年生		平成18年3月29日	3万円
111	726			昭和61年生		平成18年3月29日	3万円
112	727			昭和59年生		平成18年3月29日	3万円
113	728			昭和60年生		平成18年3月29日	3万円
114	729			昭和56年生		平成18年3月29日	1万円
115	730			昭和33年生		平成18年3月29日	1万円
116	731			昭和23年生		平成18年3月29日	1万円
117	732			昭和59年生		平成18年3月29日	1万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和34年1月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年1月7日から同年5月1日まで

私は、B株式会社で会計事務、宣伝及び営業の業務に従事していたが、昭和34年*月*日にB株式会社が火災により全焼したため閉鎖することになったので、数日間残務整理を行った後、A株式会社に転勤した。A株式会社に赴任した際、B株式会社と一緒に勤務していたCさんと再会した。

B株式会社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和34年1月7日、A株式会社の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年5月1日になっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容等に係る具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（B株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、申立人は、「B株式会社が火災により全焼した後、D株式会社の役員からA株式会社に転勤を命じられた。」と供述しているところ、申立期間当時、A株式会社に勤務していた複数の同僚が、申立人がA株式会社に勤務していたことを記憶している上、昭和34年1月7日にB株式会社からA株式会社に転勤した同僚は、申立人も当該同僚と同様

に転勤により継続して勤務していたことを具体的に記憶しており、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、B株式会社及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により継続していることが確認できることから、同日であるとするのが妥当である。

なお、商業登記簿謄本によると、B株式会社、A株式会社及びD株式会社は同一企業ではないことが確認できるものの、申立期間当時、当該各事業所はいずれも事業主は同一人であり、所在地も同一であることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿の昭和34年5月の標準報酬月額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所整理記号番号払出簿によるとA株式会社は昭和55年9月6日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に他界しており、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における資格取得日に係る記録を昭和22年1月30日に、同社D営業所における資格取得日に係る記録を25年6月30日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を600円、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年1月30日から同年6月1日まで
② 昭和25年6月30日から同年8月1日まで

夫は、学校卒業後、昭和14年3月1日にA株式会社に入社し、53年1月31日に同社E営業所を退職するまでの期間において、途中で退職することもなく同社に勤務していた。

両申立期間について、厚生年金保険が未加入となっているので調査をお願いしたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された在職証明書、雇用保険の被保険者記録及び申立人が昭和47年ごろ同社本社に転勤するに当たって記載した詳細な履歴書から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和22年1月30日にA株式会社D営業所から同社C部に異動、25年6月30日に同社C部から同社D営業所に異動）、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社C部に係る健

康保険労働者年金保険被保険者名簿における 22 年 6 月の標準報酬月額から 600 円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社 C 営業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿における 25 年 8 月の標準報酬月額から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、「申立人の人事異動に伴い、当社 C 部及び当社 D 営業所において、厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤ってそれぞれ届出を行ったものと推測される。」旨供述している上、申立期間当時 A 株式会社 C 部及び同社 D 営業所を管轄する社会保険事務所（当時）が同一であったことが確認できるところ、仮に同社 C 部から申立人に係る被保険者資格の取得届が昭和 22 年 1 月 30 日として提出され、同社 D 営業所から 25 年 6 月 30 日として提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 22 年 1 月から同年 5 月並びに 25 年 6 月及び同年 7 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日（昭和40年12月1日）及び資格取得日（昭和41年1月10日）に係る記録を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月1日から39年7月31日まで
② 昭和40年12月1日から41年1月10日まで

社会保険事務所（当時）に照会したところ、株式会社Aに係る厚生年金保険の加入期間が同社における勤務期間と比較して短いことが分かった。

私は、昭和38年10月1日から41年4月30日までの期間において、途中退職することなく株式会社Aに勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和39年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、40年12月1日に資格を喪失後、41年1月10日に同社において再度資格を取得しており、申立期間②に係る被保険者記録が無い。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における記録から、申立人と同様の業務に従事したとする同僚の厚生年金保険の被保険者記録は継続していることが確認できる上、申立期間②において申立人と同様に厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、再度取得している者はおらず、当該同僚は、自分自身と申立人は勤務地及び業

務内容等は変更無く継続して勤務したと供述していることから判断すると、申立人が申立期間②において継続して同社に勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和40年11月及び41年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録並びに申立人と同職種の同僚の株式会社Aにおける40年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から判断すると、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者記録の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、同僚の供述から、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認されるものの、申立人の同社に勤務した期間に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、同社に当時の雇用関係等に係る資料は保管されていないことから、申立人の申立期間①における勤務状況等について確認することができない。

また、株式会社Aにおける当時の事業主は既に亡くなっており、申立内容を確認することができない上、当時の事務担当者及び同僚からも申立期間①について申立人が同社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社において申立期間①に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる複数の同僚から、申立人と同様、同社において勤務を開始した時期より後の日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得している旨供述が得られたことから判断すると、同社においては、入社してすぐに必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和39年8月1日であり、さかのぼって訂正が行われた形跡も無く、同日以前に別の厚生年

金保険記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

平成 18 年 12 月 26 日に A 事業所から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が賞与支払届を提出していなかったため、オンライン記録に反映されていない。申立期間の標準賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が提出した賃金台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（55万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

平成 18 年 12 月 26 日に A 事業所から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が賞与支払届を提出していなかったため、オンライン記録に反映されていない。申立期間の標準賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が提出した賃金台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（18万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を15万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 26 日

平成 18 年 12 月 26 日に A 事業所から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が賞与支払届を提出していなかったため、オンライン記録に反映されていない。申立期間の標準賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が提出した賃金台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（15万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主A会により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日に係る記録を昭和19年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を75円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月1日から同年7月25日まで

私は、昭和18年6月1日にB株式会社（現在は、株式会社C）所有のD丸に機関員として乗り込んでいたが、徴兵検査の結果、陸軍に入営することになったため、19年7月24日に下船した。社会保険事務所（当時）の記録ではD丸に係る船員保険の被保険者期間は18年6月1日から19年2月1日までの期間となっているが、申立期間の船員手帳及び「船員保険料払込手簿」を所有しているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している船員手帳及び株式会社Cが保管している「乗下船者氏名索引簿」から判断すると、申立人が、申立期間を含む昭和18年6月1日から19年7月24日までの期間において、B株式会社が所有するD丸に機関員として乗り込んでいたことは確認できる。

また、申立人がD丸を下船した際に船長から渡されたとして保管している「船員保険料払込手簿」によると、申立人は申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる上、摘要欄に「昭和19年7月24日資格喪失」との記載があることが確認できる。

さらに、申立期間当時は、A会が一元的に船舶の管理・運営、船員の徴用等を行っていた期間であるところ、株式会社Cから、申立期間当時、D

丸は、船舶を国の統制下に置くために設置されたA会に管理されていた船舶であるとの供述を得ている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等から総合的に判断すると、申立人は申立期間について、A会における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳にB株式会社が所有するD丸に係る昭和19年2月1日の給与・手当の額が77円と記載されていること、及び申立人のB株式会社が所有するD丸に係る「船員保険料払込手簿」の同年2月から同年6月までの船員保険料の控除額から、75円とすることが妥当である。

なお、事業主が昭和19年2月から6月までの船員保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、申立人が保管している「船員保険料払込主簿」に「昭和19年2月1日被保険者標準報酬月額変更」と記載されているところ、これに基づく月額変更届や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和19年2月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から41年8月まで

私は、婦人会の人に勧められて国民年金に加入し、同会の役員となって地区住民の国民年金保険料を集金した。長女を出産した昭和38年*月ごろのことでよく記憶している。自分の分も併せて納付していたことについて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が、任意加入者として昭和41年9月28日に払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について年金事務所において申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したものの、その形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の被保険者資格を取得する前の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

また、申立人は長女の出産直前まで婦人会の役員として地区住民の国民年金保険料を集金したと申し立てているが、申立人と同班であった婦人会員数名に聴取したところ、当該事実を証言できる者が無く、申立人が集金したとする同会員のうち1名は、昭和39年4月に国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録及び当該役員の証言から確認できることから、申立人の主張には疑問が残る。

さらに、A市が保管する「国民年金保険料検認連名簿（B婦人会）」の昭和38年度から40年度分には申立人の名前は無く、昭和41年度分の「C地区*班」において申立人の名前が出現し、昭和41年9月分から検印があることから、申立人の国民年金保険料は同月分からの納付であっ

たことが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から43年3月まで

私は昭和40年6月に結婚し、夫の両親が営む店舗兼自宅に夫と共に同居したが、家族の国民年金保険料をまとめて納付していた義父と国民年金保険料の集金人が「若い人は100円、おばちゃん（義母）は150円。」と話していたことを、私ははっきりと記憶している。

結婚後、私自身が国民年金の加入手続を行った記憶は無く、また、申立期間に係る国民年金保険料の納付にも関与はしていないが、何事にも几帳面な義父が、遅くとも私たちが結婚した翌月には私の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと思っている。

義父が義母と夫の国民年金保険料を納付して私の国民年金保険料だけを納付しなかったとは考えられないので、申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和43年4月13日、オンライン記録から申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年4月1日と確認できる上、申立人が「交付された国民年金手帳は1冊である。」として提出した国民年金手帳にも、資格取得日は同年4月1日とされており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料が納付できない期間である。

また、A市が保管する申立人に係る国民年金個人別検認集計表、国民

年金検認記録及び国民年金被保険者名簿においても、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の加入手続を行い、申立人及びその家族全員の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父は既に他界しているため、申立人に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の義父が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月

平成 18 年 3 月 13 日現在の年金加入記録のお知らせでは、国民年金保険料の未納月数は 1 か月であったのに、20 年 8 月 20 日作成のねんきん特別便年金記録のお知らせでは、未納月数が 2 か月に増えていた。

昭和 47 年 3 月が未納となっているのは納得しているが、平成 15 年 2 月が未納とされていることについては、金融機関の窓口において、納付書に現金を添えて納付した記憶があり、また、18 年 3 月 13 日の時点では昭和 47 年 3 月だけが未納となっていたはずであるため、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるが、申立人は申立期間に係る国民年金保険料について、金融機関の窓口で納付したとしているものの、国民年金保険料の納付時期、納付金額等の納付時の状況に係る記憶は曖昧である。

また、平成 18 年 3 月 13 日現在の年金加入記録のお知らせと 20 年 8 月 20 日作成のねんきん特別便年金記録のお知らせとでは、国民年金保険料の未納月数に齟齬があると申立人は主張しているが、当該お知らせにおいて、国民年金の加入月数から国民年金保険料の納付済月数及び免除月数を除して算出された未納月数が、18 年 3 月 13 日現在で 1 か月となるのは、加入月数が同年 2 月までの合計月数で算出されるところ、納付済月数はお知らせ作成時点で既に納付されていた同年 3 月分を算入して算出されたことによる。

さらに、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られ、14 年 4 月以降は保険料

収納事務が国に一元化されたことに伴い、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月ごろから37年3月ごろまで

私は、職業安定所の紹介でA駅の近くのB所で勤務していた。従業員は2人から3人であり、仕事が無い時には自宅待機することもあったが、年間を通して働きに行っていた。厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時に勤務したとするB所の所在地及び業務内容は、昭和26年にC団体（昭和23年2月にD団体に名称変更）から当該B所の業務を移管されたE株式会社に入社し、当該B所においてボイラー関係の業務に従事したとする者の供述とほぼ一致することから、申立人が当該B所の業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、E株式会社の「B所に勤務していたが、Fを投入する仕事のみ従事しており、ほかの仕事は記憶に無い。仕事がある時のみ出勤し、給与は1週間又は10日ごとに受け取った。同所において仕事の無い時は、G地区の工事に日雇いで行った。」と述べていることから判断すると、申立人の申立事業所における勤務体系は常勤では無かったことがうかがえるところ、申立人が名前を記憶する前述の同僚は、申立人についての記憶が無い上、「私が入社した時、工場の従業員は4人から5人いたが皆常勤であった。」と供述しており、申立人の供述と一致しない上、C団体及びE株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、回答があった者はいずれも申立人を記憶していないことから、申立人の勤務形態について確認する供述を得ることができない。

さらに、申立期間において当該B所を所管していたと思われるC団体及びE株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番が無かったことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は当該B所での勤務に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、C団体及びD団体の名称に記憶は無く、申立人が勤務したとする期間について特定することができない。

また、E株式会社は、「保存期限を経過しているため、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の加入等について確認することができない。」と回答していることから、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月21日から33年12月1日まで

私は、24歳から30歳ごろまでA県に住んでおり、その期間、入植の話があったので、B省（現在は、C省）D事業所においてセメント作業及び石垣の建設等の作業に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、作業に従事していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私が、申立期間においてD事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、D事業所において、昭和28年11月1日から29年11月21日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間において継続してD事業所に勤務していたことを確認できる資料は無い上、申立人が氏名を記憶しており、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は既に死亡していることから、申立人が申立期間において勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に昭和28年11月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚のほとんどが29年8月から同年11月までの期間において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、C省

共済組合E支部は、「申立期間当時のD事業所の雇用形態や条件等の詳細は不明であるが、当初は国の直営工事だったが、日雇であった工事従事者の身分が一般職の国家公務員となるに及び、直営工事での人件費の維持が困難な状況に陥ったことにより、昭和29年度から逐次、工事が完了するなど区切りがついた区域について、直営工事から請負工事に切り替えることになった。」と述べていることから判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年11月ごろにおいて、申立人の雇用形態に変化があったことがうかがえる。

さらに、申立人と同じ地域でD事業所の作業に従事し、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険被保険者資格の喪失日がそれぞれ異なることが確認できる複数の同僚は、「厚生年金保険被保険者の資格を喪失した理由は、作業所が閉鎖されたからだ。」と述べている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。